

2 予防給付型訪問サービス（独自）サービスコード表

【北九州市】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定	
種類	項目					単位数	単位	
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176 単位		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39 単位		39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349 単位		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77 単位		77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回 を超える程度) 3,727 単位		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回 を超える程度) 123 単位		123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	日割の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1 日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2			事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3			事業対象者・要支援2 (週2回 を超える程度)	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3 日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携		50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			

色分けルール 水色⇒新設

黄色⇒変更

灰色⇒廃止

7 共生型訪問サービス（70%）（独自）サービスコード表

【北九州市】

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1121 訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 823 単位	823	1月につき
A2	2121 訪問型独自サービスⅠ／2日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 27 単位	27	1日につき
A2	1221 訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 1,644 単位	1,644	1月につき
A2	2221 訪問型独自サービスⅡ／2日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 54 単位	54	1日につき
A2	1331 訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 2,609 単位	2,609	1月につき
A2	2331 訪問型独自サービスⅢ／2日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 86 単位	86	1日につき
A2	C221 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置 置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	8 単位減算	-8 1月につき
A2	C230 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C222 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	16 単位減算	-16 1月につき
A2	C223 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C224 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	26 単位減算	-26 1月につき
A2	C225 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4011 訪問型独自サービス初回加算／2	ニ 初回加算		200 単位加算	200 1月につき
A2	4013 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ホ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位加算	100
A2	4012 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位加算	200
A2	6112 訪問型独自口腔連携強化加算／2	ヘ 口腔連携		50 単位加算	50 1回につき
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算	

色分けルール 水色⇒新設

黄色⇒変更

灰色⇒廃止

8 共生型訪問サービス (93%) (独自) サービスコード表

【北九州市】

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1131 訪問型独自サービスⅠ / 3	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,094 単位	1,094	1月につき
A2	2131 訪問型独自サービスⅠ / 3日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 36 単位	36	1日につき
A2	1231 訪問型独自サービスⅡ / 3	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,185 単位	2,185	1月につき
A2	2231 訪問型独自サービスⅡ / 3日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 72 単位	72	1日につき
A2	1341 訪問型独自サービスⅢ / 3	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,466 単位	3,466	1月につき
A2	2341 訪問型独自サービスⅢ / 3日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 114 単位	114	1日につき
A2	C231 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	11 単位減算	-11 1月につき
A2	C240 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C232 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	22 単位減算	-22 1月につき
A2	C233 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C234 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	35 単位減算	-35 1月につき
A2	C235 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割		日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4021 訪問型独自サービス初回加算 / 3	ニ 初回加算		200 単位加算	200 1月につき
A2	4023 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ / 3	ホ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位加算	100
A2	4022 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ / 3		生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位加算	200
A2	6122 訪問型独自口腔連携強化加算 / 3	ヘ 口腔連携		50 単位加算	50 1回につき
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算	

色分けルール 水色⇒新設

黄色⇒変更

灰色⇒廃止

3 生活支援型訪問サービス（サービスA・緩和した基準によるサービス）

【北九州市】

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1011 (市) 訪問型サービスⅠ (1割)	訪問型 サービスⅠ 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度) 921単位 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度) 921単位 (独自) (Ⅰ)					
A3	1012 (市) 訪問型サービスⅠ (2割)			自己負担2割の高所得者に適用	90%	921	1月につき	
A3	1111 (市) 訪問型サービスⅠ (3割)			自己負担3割の高所得者に適用	80%	921		
A3	1211 (市) 訪問型サービスⅠ (1割)・高齢者虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1% 減算	70%	921		
A3	1212 (市) 訪問型サービスⅠ (2割)・高齢者虐待防止未実施減算				90%	-9		
A3	1213 (市) 訪問型サービスⅠ (3割)・高齢者虐待防止未実施減算				80%	-9		
A3	1013 (市) 訪問型サービスⅠ・中山間地域等提供加算 (1割)				70%	-9		
A3	1014 (市) 訪問型サービスⅠ・中山間地域等提供加算 (2割)			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	46		
A3	1113 (市) 訪問型サービスⅠ・中山間地域等提供加算 (3割)				80%	46		
A3	1017 (市) 訪問型サービスⅠ・小規模事業所加算 (1割)				70%	46		
A3	1018 (市) 訪問型サービスⅠ・小規模事業所加算 (2割)			中山間地域等に所在する小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	90%	92		
A3	1117 (市) 訪問型サービスⅠ・小規模事業所加算 (3割)				80%	92		
A3	1015 (市) 訪問型サービスⅠ・特別地域加算 (1割)				70%	92		
A3	1016 (市) 訪問型サービスⅠ・特別地域加算 (2割)			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%	138		
A3	1115 (市) 訪問型サービスⅠ・特別地域加算 (3割)				80%	138		
A3	1021 (市) 訪問型サービスⅡ (1割)			訪問型 サービスⅡ 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度) 1,840単位 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度) 1,840単位 (独自) (Ⅱ)			
A3	1022 (市) 訪問型サービスⅡ (2割)					自己負担2割の高所得者に適用	90%	1,840
A3	1121 (市) 訪問型サービスⅡ (3割)	自己負担3割の高所得者に適用	80%			1,840		
A3	1214 (市) 訪問型サービスⅡ (1割)・高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1% 減算	70%			1,840		
A3	1215 (市) 訪問型サービスⅡ (2割)・高齢者虐待防止未実施減算		90%			-18		
A3	1216 (市) 訪問型サービスⅡ (3割)・高齢者虐待防止未実施減算		80%			-18		
A3	1023 (市) 訪問型サービスⅡ・中山間地域等提供加算 (1割)		70%			-18		
A3	1024 (市) 訪問型サービスⅡ・中山間地域等提供加算 (2割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%			92		
A3	1123 (市) 訪問型サービスⅡ・中山間地域等提供加算 (3割)		80%			92		
A3	1027 (市) 訪問型サービスⅡ・小規模事業所加算 (1割)		70%			92		
A3	1028 (市) 訪問型サービスⅡ・小規模事業所加算 (2割)	中山間地域等に所在する小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	90%			184		
A3	1127 (市) 訪問型サービスⅡ・小規模事業所加算 (3割)		80%			184		
A3	1025 (市) 訪問型サービスⅡ・特別地域加算 (1割)		70%			184		
A3	1026 (市) 訪問型サービスⅡ・特別地域加算 (2割)	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%			276		
A3	1125 (市) 訪問型サービスⅡ・特別地域加算 (3割)		80%			276		
A3	1031 (市) 訪問型サービスⅢ (1割)	訪問型 サービスⅢ 事業対象者・要支援 2 (週2回超) 2,762単位 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援 2 (週2回超) 2,762単位 (独自) (Ⅲ)					
A3	1032 (市) 訪問型サービスⅢ (2割)					自己負担2割の高所得者に適用	90%	2,762
A3	1131 (市) 訪問型サービスⅢ (3割)			自己負担3割の高所得者に適用	80%	2,762		
A3	1217 (市) 訪問型サービスⅢ (1割)・高齢者虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1% 減算	70%	2,762		
A3	1218 (市) 訪問型サービスⅢ (2割)・高齢者虐待防止未実施減算				90%	-28		
A3	1219 (市) 訪問型サービスⅢ (3割)・高齢者虐待防止未実施減算				80%	-28		
A3	1033 (市) 訪問型サービスⅢ・中山間地域等提供加算 (1割)				70%	-28		
A3	1034 (市) 訪問型サービスⅢ・中山間地域等提供加算 (2割)			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	138		
A3	1133 (市) 訪問型サービスⅢ・中山間地域等提供加算 (3割)				80%	138		
A3	1037 (市) 訪問型サービスⅢ・小規模事業所加算 (1割)				70%	138		
A3	1038 (市) 訪問型サービスⅢ・小規模事業所加算 (2割)			中山間地域等に所在する小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	90%	276		
A3	1137 (市) 訪問型サービスⅢ・小規模事業所加算 (3割)				80%	276		
A3	1035 (市) 訪問型サービスⅢ・特別地域加算 (1割)				70%	276		
A3	1036 (市) 訪問型サービスⅢ・特別地域加算 (2割)			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%	414		
A3	1135 (市) 訪問型サービスⅢ・特別地域加算 (3割)				80%	414		

契約期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A3	1041 (市) 訪問型サービスⅠ日割 (1割)	(I)	事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度) 30 単位	自己負担2割の高所得者に適用	90%	30	1日につき		
A3	1042 (市) 訪問型サービスⅠ日割 (2割)			自己負担3割の高所得者に適用	80%	30			
A3	1141 (市) 訪問型サービスⅠ日割 (3割)			高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1% 減算	70%	30			
A3	1221 (市) 訪問型サービスⅠ日割 (1割) ・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担2割の高所得者に適用	90%	-1			
A3	1222 (市) 訪問型サービスⅠ日割 (2割) ・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担3割の高所得者に適用	80%	-1			
A3	1223 (市) 訪問型サービスⅠ日割 (3割) ・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担3割の高所得者に適用	70%	-1			
A3	1043 (市) 訪問型サービスⅠ・中山間地域等提供加算・日割 (1割)			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	2			
A3	1044 (市) 訪問型サービスⅠ・中山間地域等提供加算・日割 (2割)			自己負担2割の高所得者に適用	80%	2			
A3	1143 (市) 訪問型サービスⅠ・中山間地域等提供加算・日割 (3割)			自己負担3割の高所得者に適用	70%	2			
A3	1047 (市) 訪問型サービスⅠ・小規模事業所加算・日割 (1割)			中山間地域等に所在する小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	90%	3			
A3	1048 (市) 訪問型サービスⅠ・小規模事業所加算・日割 (2割)			自己負担2割の高所得者に適用	80%	3			
A3	1147 (市) 訪問型サービスⅠ・小規模事業所加算・日割 (3割)			自己負担3割の高所得者に適用	70%	3			
A3	1045 (市) 訪問型サービスⅠ・特別地域加算・日割 (1割)			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%	5			
A3	1046 (市) 訪問型サービスⅠ・特別地域加算・日割 (2割)			自己負担2割の高所得者に適用	80%	5			
A3	1145 (市) 訪問型サービスⅠ・特別地域加算・日割 (3割)			自己負担3割の高所得者に適用	70%	5			
A3	1051 (市) 訪問型サービスⅡ日割 (1割)			(II)	事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度) 60 単位	自己負担2割の高所得者に適用		90%	60
A3	1052 (市) 訪問型サービスⅡ日割 (2割)					自己負担3割の高所得者に適用		80%	60
A3	1151 (市) 訪問型サービスⅡ日割 (3割)	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1% 減算	70%			60			
A3	1224 (市) 訪問型サービスⅡ日割 (1割) ・高齢者虐待防止未実施減算	自己負担2割の高所得者に適用	90%			-1			
A3	1225 (市) 訪問型サービスⅡ日割 (2割) ・高齢者虐待防止未実施減算	自己負担3割の高所得者に適用	80%			-1			
A3	1226 (市) 訪問型サービスⅡ日割 (3割) ・高齢者虐待防止未実施減算	自己負担3割の高所得者に適用	70%			-1			
A3	1053 (市) 訪問型サービスⅡ・中山間地域等提供加算・日割 (1割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%			3			
A3	1054 (市) 訪問型サービスⅡ・中山間地域等提供加算・日割 (2割)	自己負担2割の高所得者に適用	80%			3			
A3	1153 (市) 訪問型サービスⅡ・中山間地域等提供加算・日割 (3割)	自己負担3割の高所得者に適用	70%			3			
A3	1057 (市) 訪問型サービスⅡ・小規模事業所加算・日割 (1割)	中山間地域等に所在する小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	90%			6			
A3	1058 (市) 訪問型サービスⅡ・小規模事業所加算・日割 (2割)	自己負担2割の高所得者に適用	80%			6			
A3	1157 (市) 訪問型サービスⅡ・小規模事業所加算・日割 (3割)	自己負担3割の高所得者に適用	70%			6			
A3	1055 (市) 訪問型サービスⅡ・特別地域加算・日割 (1割)	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%			9			
A3	1056 (市) 訪問型サービスⅡ・特別地域加算・日割 (2割)	自己負担2割の高所得者に適用	80%			9			
A3	1155 (市) 訪問型サービスⅡ・特別地域加算・日割 (3割)	自己負担3割の高所得者に適用	70%			9			
A3	1061 (市) 訪問型サービスⅢ日割 (1割)	(III)	要支援2 (週2回超) 91 単位			自己負担2割の高所得者に適用	90%	91	
A3	1062 (市) 訪問型サービスⅢ日割 (2割)					自己負担3割の高所得者に適用	80%	91	
A3	1161 (市) 訪問型サービスⅢ日割 (3割)			高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1% 減算	70%	91			
A3	1227 (市) 訪問型サービスⅢ日割 (1割) ・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担2割の高所得者に適用	90%	-1			
A3	1228 (市) 訪問型サービスⅢ (2割) 日割 ・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担3割の高所得者に適用	80%	-1			
A3	1229 (市) 訪問型サービスⅢ (3割) 日割 ・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担3割の高所得者に適用	70%	-1			
A3	1063 (市) 訪問型サービスⅢ・中山間地域等提供加算・日割 (1割)			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	5			
A3	1064 (市) 訪問型サービスⅢ・中山間地域等提供加算・日割 (2割)			自己負担2割の高所得者に適用	80%	5			
A3	1163 (市) 訪問型サービスⅢ・中山間地域等提供加算・日割 (3割)			自己負担3割の高所得者に適用	70%	5			
A3	1067 (市) 訪問型サービスⅢ・小規模事業所加算・日割 (1割)			中山間地域等に所在する小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	90%	9			
A3	1068 (市) 訪問型サービスⅢ・小規模事業所加算・日割 (2割)			自己負担2割の高所得者に適用	80%	9			
A3	1167 (市) 訪問型サービスⅢ・小規模事業所加算・日割 (3割)			自己負担3割の高所得者に適用	70%	9			
A3	1065 (市) 訪問型サービスⅢ・特別地域加算・日割 (1割)			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	90%	14			
A3	1066 (市) 訪問型サービスⅢ・特別地域加算・日割 (2割)			自己負担2割の高所得者に適用	80%	14			
A3	1165 (市) 訪問型サービスⅢ・特別地域加算・日割 (3割)			自己負担3割の高所得者に適用	70%	14			

5 予防給付型通所サービス（独自）サービスコード表

【北九州市】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定
種類	項目					単位数	単位
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		事業対象者・要支援1	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,621 単位	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		事業対象者・要支援2	119 単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割		事業対象者・要支援1	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割		事業対象者・要支援2	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1日割		事業対象者・要支援1	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算2		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算2日割		事業対象者・要支援2	1 単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	加算	所定単位数の 5% 加算			1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	□ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善		200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1	チ 選択的	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2	サービス複		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3	数実施加算		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24

A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2		強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援 2	48 単位加算	48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)		100 単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 2			運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)		20 単位加算	20
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)		5 単位加算	5
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	59/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	23/1000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	10/1000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の	11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			119 単位		83	1日につき

色分けルール 水色⇒新設

黄色⇒変更

灰色⇒廃止

9 共生型通所サービス（90%）（独自）サービスコード表

【北九州市】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定
種類	項目					単位数	単位
A6	1211	通所型独自サービス／2 1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,618 単位	1,618	1月につき
A6	1212	通所型独自サービス／2 1日割			53 単位	53	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス／2 2		事業対象者・要支援 2	3,259 単位	3,259	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス／2 2日割			107 単位	107	1日につき
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/21	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 1	16 単位減算	-16	1月につき
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/21日割			1 単位減算	-1	1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/22		事業対象者・要支援 2	33 単位減算	-33	1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/22日割			1 単位減算	-1	1日につき
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算/21	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 1	16 単位減算	-16	1月につき
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算/21日割			1 単位減算	-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/22		事業対象者・要支援 2	33 単位減算	-33	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/22日割			1 単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	加算		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算／2 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／2 2		事業対象者・要支援 2	752 単位減算	-752	
A6	5622	通所型独自送迎減算／2	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算／2	□ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算／2	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2	ニ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2	ホ 栄養改善		200 単位加算	200	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位加算	150	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位加算	160	
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算／2	ト 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／2 1	チ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／2 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／2 3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ／2		(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算／2	リ 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88 単位加算	88
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 2			事業対象者・要支援 2	176 単位加算	176
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／2 1		(2) サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72 単位加算	72
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／2 2			事業対象者・要支援 2	144 単位加算	144
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／2 1		(3) サービス提供体制	事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24



A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／2 2		強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 2	48 単位加算	48
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100 単位加算	100
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算	200
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2 2			運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20 単位加算	20
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5 単位加算	5
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2	ル 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	59/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の	23/1000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヅ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	10/1000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の	11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス／2 1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,618 単位	定員超過の場合 × 70%	1,133	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス／2 1日割・定超			53 単位		37	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／2 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,259 単位		2,281	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／2 2日割・定超			107 単位		75	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス／2 1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,618 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,133	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス／2 1日割・人欠			53 単位		37	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／2 2・人欠		事業対象者・要支援 2	3,259 単位		2,281	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／2 2日割・人欠			107 単位		75	1日につき

色分けルール 水色⇒新設

黄色⇒変更

灰色⇒廃止

10 共生型通所サービス（93%）（独自）サービスコード表

【北九州市】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定
種類	項目				単位数	単位
A6	1311	通所型独自サービス／3 1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,672 単位	1,672 1月につき
A6	1312	通所型独自サービス／3 1日割			55 単位	55 1日につき
A6	1321	通所型独自サービス／3 2		事業対象者・要支援 2	3,368 単位	3,368 1月につき
A6	1322	通所型独自サービス／3 2日割			111 単位	111 1日につき
A6	C231	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/31	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 1	17 単位減算	-17 1月につき
A6	C232	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/31日割			1 単位減算	-1 1日につき
A6	C233	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/32		事業対象者・要支援 2	34 単位減算	-34 1月につき
A6	C234	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/32日割			1 単位減算	-1 1日につき
A6	D231	通所型独自業務継続計画未策定減算/31	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 1	17 単位減算	-17 1月につき
A6	D232	通所型独自業務継続計画未策定減算/31日割			1 単位減算	-1 1日につき
A6	D233	通所型独自業務継続計画未策定減算/32		事業対象者・要支援 2	34 単位減算	-34 1月につき
A6	D234	通所型独自業務継続計画未策定減算/32日割			1 単位減算	-1 1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	加算	所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6135	通所型独自サービス同一建物減算／3 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376 1月につき
A6	6136	通所型独自サービス同一建物減算／3 2		事業対象者・要支援 2	752 単位減算	-752
A6	5632	通所型独自送迎減算／3	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47 片道につき
A6	5030	通所型独自生活上グループ活動加算／3	□ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100 1月につき
A6	5022	通所型独自サービス運動器機能向上加算／3	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225
A6	6139	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／3	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240
A6	6130	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／3	ニ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50
A6	5023	通所型独自サービス栄養改善加算／3	ホ 栄養改善		200 単位加算	200
A6	5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／3	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位加算	150
A6	5031	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／3		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位加算	160
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算／3	ト 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480
A6	5026	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／3 1	チ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算
A6	5027	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／3 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算
A6	5028	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／3 3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算
A6	5029	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ／3		(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算
A6	5025	通所型独自サービス事業所評価加算／3	リ 事業所評価加算		120 単位加算	120
A6	6031	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／3 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88 単位加算
A6	6032	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／3 2			事業対象者・要支援 2	176 単位加算
A6	6137	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／3 1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72 単位加算
A6	6138	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／3 2			事業対象者・要支援 2	144 単位加算
A6	6133	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／3 1		(3) サービス提供体制	事業対象者・要支援 1	24 単位加算
						24

A6	6134	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／3 2		強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 2	48 単位加算	48
A6	4021	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100 単位加算	100
A6	4022	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算	200
A6	4023	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3 2			運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100
A6	6220	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／3	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20 単位加算	20
A6	6221	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／3		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5 単位加算	5
A6	6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／3	ル 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	59/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の	23/1000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヅ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	10/1000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の	11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8007	通所型独自サービス／3 1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,672 単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	8008	通所型独自サービス／3 1日割・定超			55 単位		39	1日につき
A6	8017	通所型独自サービス／3 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,368 単位		2,358	1月につき
A6	8018	通所型独自サービス／3 2日割・定超			111 単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9007	通所型独自サービス／3 1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,672 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	9008	通所型独自サービス／3 1日割・人欠			55 単位		39	1日につき
A6	9017	通所型独自サービス／3 2・人欠		事業対象者・要支援 2	3,368 単位		2,358	1月につき
A6	9018	通所型独自サービス／3 2日割・人欠			111 単位		78	1日につき

色分けルール 水色⇒新設

黄色⇒変更

灰色⇒廃止



A6	6144	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／4 2		強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 2	48 単位加算	48
A6	4031	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100 単位加算	100
A6	4032	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算	200
A6	4033	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4 2			運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100
A6	6230	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／4	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20 単位加算	20
A6	6231	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／4		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5 単位加算	5
A6	6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／4	ル 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	59/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の	23/1000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	10/1000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の	11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8021	通所型独自サービス／4 1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,708 単位	定員超過の場合 × 70%	1,196	1月につき
A6	8022	通所型独自サービス／4 1 日割・定超			56 単位		39	1日につき
A6	8031	通所型独自サービス／4 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,440 単位		2,408	1月につき
A6	8032	通所型独自サービス／4 2 日割・定超			113 単位		79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9021	通所型独自サービス／4 1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,708 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,196	1月につき
A6	9022	通所型独自サービス／4 1 日割・人欠			56 単位		39	1日につき
A6	9031	通所型独自サービス／4 2・人欠		事業対象者・要支援 2	3,440 単位		2,408	1月につき
A6	9032	通所型独自サービス／4 2 日割・人欠			113 単位		79	1日につき

色分けルール 水色⇒新設

黄色⇒変更

灰色⇒廃止

6生活支援型通所サービス（サービスA・緩和した基準によるサービス）

【北九州市】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位				
種類	項目										
A7	1001	(市) 通所型サービスⅠ（1割）	通所型サービス費	事業対象者・要支援1 1,414単位	90%	1,414	1月につき				
A7	1002	(市) 通所型サービスⅠ（2割）			80%	1,414					
A7	1005	(市) 通所型サービスⅠ（3割）			70%	1,414					
A7	1211	(市) 通所型サービスⅠ（1割）・高齢者虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1% 減算	90%	14				
A7	1212	(市) 通所型サービスⅠ（2割）・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担2割の高所得者に適用	80%	14				
A7	1213	(市) 通所型サービスⅠ（3割）・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担3割の高所得者に適用	70%	14				
A7	1231	(市) 通所型サービスⅠ（1割）・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 所定単位数の 1% 減算	90%	14				
A7	1232	(市) 通所型サービスⅠ（2割）・業務継続計画未策定減算				自己負担2割の高所得者に適用	80%		14		
A7	1233	(市) 通所型サービスⅠ（3割）・業務継続計画未策定減算				自己負担3割の高所得者に適用	70%		14		
A7	1003	(市) 通所型サービスⅠ・中山間地域等提供加算（1割）					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算		90%	71	
A7	1004	(市) 通所型サービスⅠ・中山間地域等提供加算（2割）					80%		71		
A7	1006	(市) 通所型サービスⅠ・中山間地域等提供加算（3割）	70%	71							
A7	1011	(市) 通所型サービスⅡ（1割）		要支援2 2,779単位	90%	2,779					
A7	1012	(市) 通所型サービスⅡ（2割）			80%	2,779					
A7	1015	(市) 通所型サービスⅡ（3割）			70%	2,779					
A7	1214	(市) 通所型サービスⅡ（1割）・高齢者虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1% 減算	90%	28				
A7	1215	(市) 通所型サービスⅡ（2割）・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担2割の高所得者に適用	80%	28				
A7	1216	(市) 通所型サービスⅡ（3割）・高齢者虐待防止未実施減算			自己負担3割の高所得者に適用	70%	28				
A7	1234	(市) 通所型サービスⅡ（1割）・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算 所定単位数の 1% 減算	90%	28				
A7	1235	(市) 通所型サービスⅡ（2割）・業務継続計画未策定減算				自己負担2割の高所得者に適用	80%		28		
A7	1236	(市) 通所型サービスⅡ（3割）・業務継続計画未策定減算				自己負担3割の高所得者に適用	70%		28		
A7	1013	(市) 通所型サービスⅡ・中山間地域等提供加算（1割）					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算		90%	139	
A7	1014	(市) 通所型サービスⅡ・中山間地域等提供加算（2割）					80%		139		
A7	1016	(市) 通所型サービスⅡ・中山間地域等提供加算（3割）	70%	139							
A7	1030	(市) 通所型サービス送迎加算（1割）	送迎加算	90単位加算	90%	90					
A7	1031	(市) 通所型サービス送迎加算（2割）			80%	90					
A7	1034	(市) 通所型サービス送迎加算（3割）			70%	90					
A7	1032	(市) 通所型サービス入浴加算（1割）	入浴加算	105単位加算	90%	105					
A7	1033	(市) 通所型サービス入浴加算（2割）			80%	105					
A7	1035	(市) 通所型サービス入浴加算（3割）			70%	105					

契約期間が1月に満たない場合（日割り計算用サービスコード）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A7	1101	(市) 通所型サービスⅠ・日割（1割）	イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1 47単位		90%	47	1日につき	
A7	1102	(市) 通所型サービスⅠ・日割（2割）				80%	47		
A7	1105	(市) 通所型サービスⅠ・日割（3割）				70%	47		
A7	1221	(市) 通所型サービスⅠ・日割（1割）・高齢者虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	90%	1		
A7	1222	(市) 通所型サービスⅠ・日割（2割）・高齢者虐待防止未実施減算			所定単位数の 1% 減算	自己負担 2割の高所得者に適用	80%		1
A7	1223	(市) 通所型サービスⅠ・日割（3割）・高齢者虐待防止未実施減算				自己負担 3割の高所得者に適用	70%		1
A7	1241	(市) 通所型サービスⅠ・日割（1割）・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算		90%		1
A7	1242	(市) 通所型サービスⅠ・日割（2割）・業務継続計画未策定減算			所定単位数の 1% 減算	自己負担 2割の高所得者に適用	80%		1
A7	1243	(市) 通所型サービスⅠ・日割（3割）・業務継続計画未策定減算				自己負担 3割の高所得者に適用	70%		1
A7	1103	(市) 通所型サービスⅠ・中山間地域等提供加算・日割（1割）				中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%		2
A7	1104	(市) 通所型サービスⅠ・中山間地域等提供加算・日割（2割）			80%	2			
A7	1106	(市) 通所型サービスⅠ・中山間地域等提供加算・日割（3割）			70%	2			
A7	1111	(市) 通所型サービスⅡ・日割（1割）		要支援2 91単位		90%	91		
A7	1112	(市) 通所型サービスⅡ・日割（2割）				80%	91		
A7	1115	(市) 通所型サービスⅡ・日割（3割）				70%	91		
A7	1224	(市) 通所型サービスⅡ・日割（1割）・高齢者虐待防止未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	90%	1		
A7	1225	(市) 通所型サービスⅡ・日割（2割）・高齢者虐待防止未実施減算			所定単位数の 1% 減算	自己負担 2割の高所得者に適用	80%		1
A7	1226	(市) 通所型サービスⅡ・日割（3割）・高齢者虐待防止未実施減算				自己負担 3割の高所得者に適用	70%		1
A7	1244	(市) 通所型サービスⅡ・日割（1割）・業務継続計画未策定減算			業務継続計画未策定減算		90%		1
A7	1245	(市) 通所型サービスⅡ・日割（2割）・業務継続計画未策定減算			所定単位数の 1% 減算	自己負担 2割の高所得者に適用	80%		1
A7	1246	(市) 通所型サービスⅡ・日割（3割）・業務継続計画未策定減算				自己負担 3割の高所得者に適用	70%		1
A7	1113	(市) 通所型サービスⅡ・中山間地域等提供加算・日割（1割）		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	90%	5			
A7	1114	(市) 通所型サービスⅡ・中山間地域等提供加算・日割（2割）			80%	5			
A7	1116	(市) 通所型サービスⅡ・中山間地域等提供加算・日割（3割）				5			
A7	1130	(市) 通所型サービス送迎加算・日割（1割）	送迎加算	3 単位加算		90%	3		
A7	1131	(市) 通所型サービス送迎加算・日割（2割）				80%	3		
A7	1134	(市) 通所型サービス送迎加算・日割（3割）				70%	3		
A7	1132	(市) 通所型サービス入浴加算・日割（1割）	入浴加算	3 単位加算		90%	3		
A7	1133	(市) 通所型サービス入浴加算・日割（2割）				80%	3		
A7	1135	(市) 通所型サービス入浴加算・日割（3割）				70%	3		